

2月

KOHO OWANI

平成 25 年 第 613 号

おおわに 広報大鰐

HEALTHY・COLORFUL・BRIGHT TOWN

健やか・彩り・輝きのまち

大鰐町ホームページアドレス <http://www.town.owani.lg.jp>

青森県
大鰐町
広報誌



第4回おもちゃの広場で遊ぼうよin大鰐【築つみ木広場ワークショップ】1月8日・鰐come)

「寄り添って」

みんなの1個1個が
積み上げられ
寄り添って
集まって
繋がって
みんなの町が
完成



第4回おもちゃの広場で遊ぼうよin大鰐【手作りおもちゃで遊ぼう】1月8日・町総合福祉センター)

Topics
話題

小学校統合問題懇談会を開催

町教育委員会が、大鰐町立小学校統合問題懇談会を12月4日の第二小を皮切りに、蔵館小(5日)、長峰小(6日)、大鰐小(7日)で開催しました。各会場には平均で14名の保護者等が出席し、今年6月に開催した懇談会での意見や提案などを盛り込んだ「計画素案」



の説明と意見交換が行なわれました。

それぞれの会場では、木田専一教育長の挨拶に続き、担当課職員から「計画素案」の概要について、統合問題検討委員会からの答申に基づき一校に統合すること、統合の時期は平成27年4月を想定していること、統合後の校舎は大鰐小学校校舎とし、通学手段・安全の確保を最重要課題として進めていくことなどが説明されました。

参加者からは、統合後1校になるのが既成事実のごとく説明されているが、2校でもよいのでは」という意見もあり、これに対し、担当課からは、平成27年4月の入学予定児童数は、大鰐小が26人、二小が5人、蔵小9人、長小6人、町全体で46人です。担当課としては、2校にするというよりも答申を尊重して1校への統合を進めていきたい」という説明がありました。

また、送迎の時間や回数乗降場所等について、放課後の居場所の確保は大丈夫か」統

合前に町全体で小学校の一体化を醸成するような交流が必要ではないか」など、多くの質問や意見が出されていました。

担当課では今回の説明会での「ご意見やご要望を踏まえて3月に『統合計画案』を議会に報告したい。4月には、統合推進委員会(仮称)を設置し、統合を具体的に進めると共に、今後も説明会を開催し、皆様のご意見やご要望を取り入れながら、より良い方向に進めていきたい」と、語っていました。

被災地支援、南相馬市でりんごを贈る

大鰐地区りんご支会連絡協議会、つがる弘前農協青年部大鰐支部、大鰐町青年会議所が11月29日、東日本大震災の被災地、福島県南相馬市の仮設住宅約24ヶ所の入居者に、りんご(ふじ)の上実5個入り、1600袋を贈りました。

平成23年3月の震災直後、会員の、自分達に何かできることはないか」との呼び掛けで昨年(23年)も実施したもので、りん



ご生産者(160戸)が50個ずつを提供しました。

協議会の原子会長は、28日、会員の若手15人がトラックに運搬機材も積み込んで、現地向かった。訪問を楽しみに待っていてくれた。自分達の作ったりんごで元気付けられて本当に良かった。来年も実施予定です。ご協力頂いた会員生産者の方々に感謝します」と、語っていました。

T o w n 町の

県婦人団体連合 会研修会が当町 で開催

青森県地域婦人団体連合会（会長向井麗子）主催による、平成24年度青森県地域婦人団体連合会中南黒平地区婦人団体研修会が12月6日、大鰐地域交流センターで、地区の会員等250人程参加して行なわれました。

今回、当町の連合婦人会会長長内幸子（が）が主管となって実施されたもので、開会にあたり向井会長が、県内各地、それぞれの地域で頑張っていることを心強く思っています」と挨拶。



境康弘氏が東日本大震災でのボランティア体験の講演を行なった

また、向井会長が文部大臣表彰されたことも報告、会場からあたたかな拍手が送られていました。

この日は研修項目として、地元大鰐小学校PTA副会長境康弘氏が「被災地の現実」と題して、平成23年の東日本大震災時の自らの現地ボランティアでの実体験を基に講演を行いました。

境氏は、情報が錯綜するなか、岩手県田老町などに出向いた。被災地の惨状に愕然とした。被災者が求めている事と情報のギャップに行ってみて初めて驚いた。物資搬入では、受付でたらいまわしされたりで戸惑った。それでも、掲示板を頼りに自ら搬入先へと向かった。高齢者の多い地区だったので、その人たちが欲していた下着履物、遭難者の捜索に要する長靴、軍手などのを求める声が多かった。また、何よりも食料が足りていなかった。復興はまだ後片付けが終わったかなというところで、スタートに立つただけです。皆さんとともに復興について考えていけたらと思います」と、言葉を結んだ。また、この後青森放送常務取締役ラジオ局長大友寿郎氏が、当日の局の様子を録音したものを交えて紹介し、会場内はあ

の日の記憶がよみがえり、一瞬緊迫した空気に包まれていました。「ラジオは安全、安心を伝える命に寄り添うメディアといえます。常日頃から身近において、しながらでよいので耳を傾けてほしい」と、語っていました。

三浦ミチヤ氏が県 知事表彰を報告

三浦ミチヤ氏（鯖石）が12月7日、大鰐町身体障害者福祉会の会員として、多年にわたる地域ボランティアに貢献されその功績に対し三浦県知事より表彰状が贈られました。

三浦氏は12月11日、同会の山田金治会長とともに町役場町長室を訪れて、山田町長に受彰を報告し、「日頃の活動を続けていただけですが、大変嬉しいです」と語っていました。



善意 町にAEDが贈ら れる

青森県遊技業協同組合より12月18日、AED（自動体外式除細動器）及び収納BOXが町に贈られました。

同組合が社会貢献活動の一環として行なっているもので、当町では平成21年に続き今回が2台目となります。

上谷眞一（副理事長）中弘南支部長より、町のためにお役立ただけならばと、手渡された山田町長は、「さっそく設置し、いざというときのために活用させていただきます」と、語っていました。



平成24年度全国統一防火標語

消すまでは 出ない 行かない 離れない



平成24年大鰐町の火災と救急概要

火災

平成24年における大鰐町の出火件数は4件で昨年と同様となっております。

火災種別としては建物火災3件(前年3件)、車両火災1件(前年0件)、となっており、また、焼死者は6年連続で発生しておりません。尊い生命と貴重な財産が失われる火災をなくすため、平成25年も、「火の用心」を合言葉に地域一丸となって、火災予防に努めてまいります。

救急

平成24年中の大鰐町への救急出動は即報値で289件、医療機関への搬送人員は266人で、前年に比べ出動件数では23件、搬送人員でも24人とそれぞれ減少しました。

一日あたりの出動件数は約1件で、町内の約40人に1人が救急隊によって医療機関へ搬送されたこととなります。また、救急出動件数及び搬送人員を事故種別ごとにみると、出動件数では第1位が急病によるもので175件、第

2位が一般負傷58件、第3位が交通事故23件となっております。

また、搬送人員では第1位が急病人158人、第2位が一般負傷56人、第3位が交通事故、転院搬送各21人となっております。

南分署の救急出動は出動から帰署に要する時間が最低でも一時間を要します。その間、命にかかわる傷病者が発生しても、他の消防署から救急車が出動することになり、大変時間がかかることとなります。救急車で病院に行かなくても、自家用車等で病院へ行くことのできる方には、消防署で病院を紹介しておりますので、ぜひご利用して下さい。

「ガス器具を正しく使用 しましょう。」

年始早々厳しい冬は、ご家庭で、ガスを使用している温かいお食事や鍋物で食卓を囲むことがとても多くなる季節です。ガスは使用方法を間違えると火災につながります。

次の使用方法を守って、ガスを正しく安全に使用しましょう。1、着火・消火は必ず目で確か

める。
2、青い炎で使用する。(赤い炎は不完全燃焼が考えられます。)

3、使用中は器具からはなれない。(目をはなしたときに風や煮こぼれで火が消えたり、天ぷら鍋の油に火がつくことがあります。)

4、室内でガスを使用するときには換気扇を回し、時々窓をあけて十分換気をする。(換気が十分に行われていないと、酸素が不足し排気ガスが充満して不完全燃焼を起こすおそれがあります。)

5、使用後はガスの元栓を閉める。(お休み前やお出かけ前にはガス栓が閉まっていることを確認してください。また、ゴム管がしっかりとハマっているか、ゴム管に損傷がないか注意しましょう。)

ガス臭いと感じたら！
・火気は絶対使用しない(換気扇、電気のスイッチには手を触れないでください。)
・窓を静かに開けて換気をする。
・手元のガス栓やメーターガス栓を閉め、取扱店又は販売店に連絡する。

お問い合わせは 弘前消防本部 予防課 ☎ 5104

雪片付けや雪下ろしに気をつけて！

二十四節気で2月4日は立春、2月18日は「雨水」と春に近づいてはいますが、雪の晴れ間に雪片付けや雪下ろしにと精を出しているのではないでしょう。

しかし、この雪片付けや雪下ろしによる事故が後を絶ちません。次のことに十分注意しましょう。

屋根雪を下す時は身体に口を結び、もう片方のロープを雪止め等に結び落ちないようにする。

「はし」が動かないようしっかりと押さえてもらってから「はし」に上る。
雪が積もった屋根の下で子供を遊ばせない。
除雪機に雪が詰まった時は、必ずエンジンを止めてから詰まった雪を取り除く。
火事を消す時に使う防火水槽や消火栓の周りに雪を捨てないで下さい。





『振り込め詐欺』等不審な電話にご注意！おかしいなと思ったら黒石警察署大鰐分庁舎まで

違法駐車はやめましよう

【違法駐車は迷惑駐車】

県内では積雪期を迎え、降雪により道路幅もこれまで以上に狭くなるため、このような違法駐車によって交通渋滞がさらにひどくなるのが予想されます。

また、救急車、消防車などの緊急車両の通行を妨げ、ゴミ収集作業、除排雪作業の妨害となるなど、市民生活に大変な迷惑をかけることとなります。

違法駐車は、ドライバーのみならず自身もルールを守ることはもちろん、事業者の方が駐車場を確保するなど「違法駐車をしない、させない環境作り」をすることで、なくすことができます。

「快適な交通環境を確保するため、みなさんのご協力をお願いします」



「振り込め詐欺」にご注意を！

【青森県内の振り込め詐欺等発生状況】

平成24年中の青森県内での被害は39件で、その被害額は約1億2,700万円でした。

【振り込め詐欺等の手口】

突然、債券や外国通貨購入等のパンフレットが届いた。

勧誘の電話が来た時に次のことを言われた。

- ・選ばれた人だけしか買うことができない。
- ・名前や名義を貸して欲しい。
- ・必ず儲かる。
- ・後で高く買い取る。
- ・代わりに買ってくれたら謝礼を支払う。

代金の取扱いについて次のことを言われた。

- ・今日中にお金を振り込んで欲しい。
- ・お金をレターパックや宅配便で送って欲しい。
- ・自宅に会社の者を行かせるのでお金を渡して欲しい。

振込先や送金先が個人名義であったり、会社名が違う。

以上の項目に該当することがあったら詐欺かもしれません。

不審な電話や身に覚えのない請求があった場合は、安易に応じず、まずは疑い、直ちに家族や知人、警察等にご相談ください。

『警戒心があなたの財産を守ります！』

運転免許を自主返納した高齢者への支援について

青森県警察では、高齢等の理由で運転に不安を感じ、自主的に運転免許を返納した方に対し、県内の支援協賛店を通じて、タクシー運賃割引、利用料金割引、商品宅配サービス等の日常生活支援を実施しております。

この支援を受けるためには、自主的に運転免許を返納して運転経歴証明書の交付申請をしていただき、交付を受けた運転経歴証明書を県内の支援協賛店に提示してください。

なお、運転経歴証明書は、顔写真付きで身分証明書として使用することができます。

【運転免許自主返納者支援事業】

支援を受けるまでの流れ
運転免許を返納する。

「運転に不安がある方」自主的に運転免許を返納」

運転経歴証明書の申請をして、交付を受ける。

支援協賛店に運転経歴証明書を提示する。

支援協賛店の支援を受けることができます。



自主的に返納

黒石警察署大鰐分庁舎管内交通事故発生状況(平成24年12月末累計)

		大鰐分庁舎管内		大鰐町	
		24年	前年比	24年	前年比
人身事故	発生件数	37	2	29	4
	死者	1	0	1	1
	傷者	58	19	44	16
物件事故		173	9	118	- 1

12月定例町議会

一般質問

町政ここが聞きたい

議員 山花中
 議員 山口高島
 議員 多田尾
 議員 喜英壽
 議員 二一英臣
 議員 雄一郎文江勝
 議員 市久和芳繁
 議員 山辺谷元海
 議員 幸渡秋内

議員 山花中
 議員 山口高島
 議員 多田尾
 議員 喜英壽
 議員 二一英臣
 議員 雄一郎文江勝
 議員 市久和芳繁
 議員 山辺谷元海
 議員 幸渡秋内

9名登壇

質問



幸山市雄 議員

税の滞納について
ふるさと納税について

応じたか。
 二、十一月現在の町民税、固定資産税、入湯税、都市計画税、国保税の滞納繰越分収入未済額はどのようになっているか。
 三、徴収率向上のための対策はどのようになっているか。
 四、県市町村滞納整理機構の成果はいかがか。

問 平成二十三年度一般会

計歳入歳出決算によると、収入未済額は、町民税二千五百五十七万六千八百九十七円、固定資産税二億三千六百七十三万九千五百一円、都市計画税四百九十七万七千七百八十五円、国保税九千二百二十五万五千五百七十九円、入湯税二百四十万九百円となっている。

不納欠損額は、町民税四百六十二万八千四百四十五円、固定資産税四千三十三万一千九百九十九円、都市計画税二百八十八万六千五百六十五円、入湯税十八万九千五百五十円、国保税については、毎年三千万円程度滞納額が増えている。

未納額が多額になると町の財政に大きな影響を与える。町税の収入は歳入の根幹であり、町政運営の重要な財源である。一、滞納繰越分にとのように対

すると、各税目において収入増となっており、収入未済額は減少している。
 三、毎月一回、税務課職員の定期的な臨戸徴収の実施。
 納期終了後、二回催告状を発送し、納付相談を行い、納付計画を立て滞納者の縮減を図り、新たな滞納者をつくらぬよううに対処している。

今年四月に発足した県市町

村税滞納整理機構と協議しながら町税の確保に努めている。
 四、県市町村税滞納整理機構へ移管した案件は、十一月末現在で滞納者十五人を徴収依頼し、徴収実績は、町税二十件、百五十一万四千円、国民健康保険税十四件、二百一十八万五千円となっている。

ふるさと納税の寄附金は、平成二十三年度末で百二十二万二千円となっている。
 ふるさとづくり寄附条例は、地域間交流を図り、個性豊かな活力あるまちづくりに資することを目的としている。

寄附金を財源として行う事業は、(一)自然環境の保全及び景観の維持、再生に関する事業、(二)町民の健康増進及び福祉

の向上に関する事業、(三)産業の振興及び魅力ある観光地づくりに関する事業、(四)教育・文化・スポーツ活動の充実に関する事業、(五)町民によるまちづくり活動の推進に関する事業、(六)その他目的達成のために町長が必要と認められた事業の六つがある。

寄附者はこの事業の中から、

使いみちを指定できるようにしているが、希望の用途の順位はどのようになっているか。
 寄附者の気持ちを直接施策に反映できる手段を講じるべきではないか。
 今年度分として、十二月十日までの寄附金の件数と合計金額はいくらか。

寄附金は、寄附金額の順位は、寄附金を財源として行う事業(六)へ十四人で百九万二千円、(三)の事業へ四人で十二万円、(四)の事業へ一人で一万円となっている。

寄附金は、寄附者皆さんの気持ちを反映できるよう検討していきたい。
 今年度の寄附金は、十二月十日現在、四件、二十三万円となっている。

質問

島田・早瀬野地区採石場跡地処理について



山口多喜二 議員

問 旧採石場の件で、九月議会の中で気になった点を確認する。
一、虹貝、虹貝新田、宿川原地区から提出された要望書が県に届いていないようだが、その後の状況は。
二、平成十八年九月十八日まで採石事業は廃止になった。
そのとき地権者、町に対して報告、説明等県からの説明が全くないと聞くが、どういうことなのか。
三、不法投棄された廃棄物が数年後に発見された場合は、誰の責任で処理することになるのか。
採石場で使われていたトランスの処理はどうなったか。
四、平成二十二年八月三十一日の大洪水によって、島田川に架かる第一早瀬野橋より八十メー

トル程下流の水門近辺の土手が崩れそうなので、調査してほしいという依頼があった。
現地調査したが、ブルーシートが張られ応急処置だけで全く工事がされていない状況であった。
この土手が破れると県道が寸断され、民家に被害が及ぶ危険性がある。それに加えて採石場からの出水と阿闍羅山全体からの濁流が県道の幅が狭い側溝に合流し、水が溢れ、民家に浸水が発生したことは経験済みである。
この問題は県の災害に対する処理能力の低さを露呈しているのではないか。
答（町長） 一、要望書は、今年中に県に提出したい。
二、採石法では、採石の許可及び変更の許可を受ける際は、関係市町村の意見を聞くとともに、その旨を通報することになっているが、廃止及び休止については、通報の義務規定がないため県からの通知はない。
三、不法投棄された廃棄物は、排出者の責任において処理することになっている。責任者不明の場合は、土地管理者とな

る。

平成二十三年六月に県担当課に問い合わせたところ、災害防止措置が取られ地権者に引渡しが行われたことを確認したので、土地管理者が対応すべきである。」との回答であった。
採石場のトランスは、破産管財人が処理手続きをしている。
四 指摘の箇所は平成二十二年八月三十一日の未明から降り続いた局地的大雨により被災した箇所である。
被災箇所の堤防は当時から県で確認しており、本年度未だに県が整備することになっている。

県道に流れ込んだ出水につ



いては、側溝断面の確保の検討内容を考慮した道路改良事業を要望している。
民家に浸水が発生した水路は、農業用の土水路となっており、上流部が県道側溝と接続しているため、大雨の際には水路が溢れ、民家に被害を及ぼしている状況である。

このため先般中南地域県民局農林水産部と現地を確認し、水路の勾配修正とU字溝の整備を県営事業として採択に向けて要望している。

質問

社会資本の防災、減災について
LED照明の導入について
子ども議会の開催について



渡辺久一郎 議員

問 全国には橋長十五m以上の道路橋が十五万五千箇所

ある。その六割が市町村で管理する橋である。定期点検されていない橋は七割。町が管理する橋長十五m以上の道路橋はいくらあるのか。
今後十年以内に、五十年を超える橋はいくらあるのか。
老朽化の状況はどうか。

これらの保守、点検、管理に対して、今後どのように取り組んでいくのか。
箱物についても同様に答えしてほしい。

答（町長） 町が管理する十五m以上の町道橋梁は三十七箇所、平成二十二年年度に、大鰐町橋梁長寿命化修繕計画」を策定している。
十年後供用後五十年を超える橋梁は当町では十三箇所、三五%になる。

老朽化の状況は、構造安全上特に問題はない。今年度から夏沢橋の修繕に着手しているが、今後も計画的に修繕工事を実施していく。

箱物は、現存する公共建物は五十三棟で、十年後に五十年を超えるものとして、五棟。

今後、利活用がないものは、極力撤去を含め適正な管理に

努めていきたい。

問 省エネ対策としての公共施設へのLED照明の導入は喫緊の課題である。

電気料金値上げによる財政負担の軽減を図ることもつながる。

街路灯・公共施設のLED化について所見を。

答 (町長) 中央公民館の館内照明、キャンプ場のバンガロー室内の照明などは、建物の改修工事と併せてLED照明に交換してきた。

今後も施設の改修工事等があったときは、LED照明に交換して行きたい。

道路照明は、新設や老朽化により器具ごと交換する必要があるものについては、LED照



明に更新している。

町は、現在三百八十三灯の道路照明灯を管理しているが、リース方式での更新も含めて、今後LED照明導入について検討していきたい。

問 豊かな感性から出された意見を町が聞き取り、町政に反映させるため、子ども議会を経験することにより、町政や町議会の仕組みについて学習するとともに、選挙の仕組みについて理解を深め、さらには子どもたちが意見を表明する機会を確保することにより、子どもの権利保障について、広く周知・啓発するためにも、小・中学生による子供議会の開催を求めらる。

答 (教育長) 藤崎町や弘前市、つがる市、むつ市などが取り組んでいる。

開催の形態も様々なやり方がある。他市町村の事例をよく調査し、前向きに検討して行きたい。

質問

高原スキー場、スキーセンタープラザ等の再活用

について



花田英一 議員

問 町教育委員会では、平成十四年町民のスポーツ普及を図るため、当時の三セクの支援により、夏期間使用していなかったスキーセンタープラザとゲレンデをニユースポーツ広場として開設していた。

種目はフロッカー、フリーテニス、ヒットだターゲット、バドミントンや卓球。ゲレンデではスナッグゴルフ、デスクゴルフやペタンク等八種目以上で、ニユースポーツを主体に親子、婦人や高齢者も気軽に楽しめる施設であった。

しかし、高原スキー場の閉鎖によりニユースポーツ広場も閉鎖となった。そこで、ニユースポーツ広場として、更にノルディックウォーキングやハイキング等の拠点施設として、スキーセンタープラザとゲレンデを次の要件で再活用できないか。

一、開設期間等は、照明を必要



とし、五月頃から十月頃とし、利用者の多い土曜日と日曜日とする。

二、施設内のトイレは閉鎖し、仮設か駐車場のトイレを使用する。

三、清掃は、利用者やボランティア団体の協力を得る。

答 (町長) 町は財政健全化の途上で、大きな財政支出を伴う事業は自粛している。

しかし、町民の健康とスポーツ振興は、重要な課題である。スキーセンタープラザとゲレンデの使用は、施設管理の問題や清掃の問題なども含めて、町に経費負担があまりかからないような形で利用できるのであれば、前向きに検討してい

きたい。

町立大鱈病院における受診時のプライバシーへの配慮は十分か



秋田谷和文 議員

問 個人の私的情報が他人にのぞかれたくないとの欲求は、十分に保護に値する。

受診時の患者のプライバシーは十分に配慮されてしかるべきである。

大鱈病院利用者の方が、以下の如き声を寄せました。「診察の場と順番待ちの人のとの距離が近すぎ、カーテン一枚で仕切られているだけである。医師との会話が順番待ちの人に筒抜けである。プライバシーもなく、第三者に聞かれるかと思うと言いついでしまうこともある」と。

これが事実だとすれば、プライバシーへの配慮に欠けるきらいがあるのでないか。医

師との会話が筒抜けであると
するならば、プライバシーが容
易に伝播することが予想され
る。

このままでよいのか。町民
のための町立病院たりうるた
めには、患者が気持ちよく安心
して受診し得る環境作りが必
要でないか。

町は公であるからこそ、よ
り率先してプライバシー権の
尊重、確立に努めるべきと考え
る。

答（町長） 院内で医師・看護
師を入れて話し合いをした。個
人のプライバシーに十分配慮
しているつもりだが、高齢者や
耳が聞こえにくい患者もいて、
声が大きくなることもある。
外来患者は、高齢者の方が多
く、車椅子の人は付添人もいる。
杖を使用する来院者もいて、患
者の待ち時間を少しでも短く
して、患者の負担軽減を図るた
めに、現在の診療体制になった。
診察室を壁などで仕切ると
か、扉を設置したらどうかとの
意見もあつたが、建物の構造上
スペースもなく修繕等もでき
ない状況である。

現在は、医師、看護師が個人

のプライバシー保護に十分配
慮をして、診察対応するように
努めている。

質問

雪道の安全安心と除雪
について



高尾壽英 議員

問 雪がある程度積もれば
当然除雪車が出動するが、問題
は除雪の仕方である。

その時の雪質・気温・道路状
況等を考慮し、できるだけ幅広
く交差点付近には雪を残さな
いようにし、しばれた早朝など
は除雪後の道路はよく滑るの
で、歩行者にとって非常に危険
である。

圧雪を除雪した後は、大きな
塊を置いていかれ非常に苦労
している。

特に高齢者の世帯や空き家
などに配慮した除雪。大切な
税金で除雪しているのだから、
もっとお互いに知恵を出し合
い、地域住民の意見を聞き、子

供達が安全に通学できる雪道。
そして余り苦情のない除雪。
そのためには、担当職員もつ
とこまめに現場に足を運び、自
分の目で確認し、事故のない町
づくりを目指すべきである。

答（町長） 町の道路は全般
的に幅員が狭く、歩道のない車
両優先の道路なので、通学路の
除雪は出来るだけ幅員の確保
を図り、地域住民からの情報や
職員のパトロールなどにより
通行の安全を第一に考え、適切
な除排雪を計画的に行ってい
きたい。

必要に応じて散布車による
凍結防止剤の散布を行うなど、
地域の皆様が安心して通行で
きる道路を確保するため、適切
で安全な除雪を実施していき
たい。

問 オスプレイを九月議会
で取り上げたとき、「国は安全
基準を確認すると言っている。
国の方針に従う。」という町長
の答弁だったが、沖縄の実態を
見れば、安全基準などどこ吹く
風と言つよつに市街地や学校
病院の上空などを我が物顔に
飛び回っている。一旦事故が
起きれば大惨事になる。

大鰐町はピンクルートと言
われる低空飛行訓練ルートの
真下である。
町長は町のトップとして町
民の命を守る義務がある。
オスプレイの配備反対と低
空飛行訓練の中止を求める意
見書を町として政府と米軍に
提出することを切望するが、ど
のように考えているか。

答（町長） オスプレイの飛
行訓練について、九月十九日、
政府は、安全性は十分に確認さ
れた。」として、飛行運用開始を
認めている。

普天間飛行場に配備された
オスプレイの本格的な運用開
始は十二月上旬頃とし、具体的
な訓練日程、飛行場所などの詳
細は公表されていない。
今後米国の動向を注視した



秋元芳江 議員

質問

オスプレイについて
庁舎内禁煙について

問 九月議会で銀行のAT
M設置跡にプレハブで喫煙所
を建てたらどうかと提案した
が、その後喫煙所はどうなつ
ているのか。
いつまでも議長室が喫煙所
になっているのは堪えられな
いし、庁舎内禁煙ということは
当然議長室も禁煙になつてし
かるべき。
今やどこの施設も、特に公共
の施設は禁煙が当たり前になつ
ている。
我が町も時流に乗り遅れる
ことがないように、町民や職員
の健康の面からも春には庁舎
内完全禁煙が実施されること
を願つてやまない。
喫煙所の進捗状況を知らせ
てほしい。

答（町長） 現在、喫煙所設置
場所としてATM跡地や、その
他適地を選定中である。
今後設置場所を決定したら、
来年度にあまり経費をかけな
い最小限のものになると思つ
が、喫煙所を設置する。

質問



中島英臣 議員

今冬の除雪体制について
 冬季スキー大会について
 町の人口減少について

問 雪に関して、高齢化している住民の多い大鰐町民にとっては大変な重労働である。

今冬も委託業者を交えて除雪が行われると思うが、傾斜地や狭い道路の多い町だが、住民に聞く地域によって対応が違つようである。

一、昨冬と今冬の除雪の違いはあるのか。

二、流雪・消雪溝の対応はどのように考えているのか。
 三、農家に対する対応はどのように行つたのか。

答 (町長) 一、体制については委託路線を一路線増とした以外昨年とほぼ変わらない。除雪を効率的に行うためには降雪の多い日は除雪車を早

めに出動させ対応しているが、特に狭い道路は堆雪により幅員の確保ができていない事態が生じているのも実情かと思う。

指摘の路線は、地域と連携を図りながら対処していきたい。
 二、消雪溝の点検は、ポンプ等設備的な維持管理は町で行っているが、利用は基本的に使用している町内会や消融雪管理組合などが管理することになっている。

投雪口は各個人ごとに設置され、正しい利用方法を守らず除雪機械の接触により、グレーチング蓋等が破損した場合は使用者の責任として費用を負担してもらうこともある。

施設の利用についての注意事項等は、十二月の広報に掲載している。

三、農道の除雪は、通常二月下旬から三月上旬に開始しているが、昨年度は記録的な豪雪により、りんごの枝折れ等の樹体損傷が懸念されたことから、およそ一か月繰り上げて実施した。

今後このような事態が想定される場合には、昨年度と同様に迅速な対応をしたい。

問 九月議会でのスキー場運営の質問に対して、「スキー場運営の大きな目的は、公共性の確保、つまり地域住民、並びに学校教育、また、スキー大会など、そういう運営をスムーズに行つことが第一の目的」だと答えている。

今冬はビック大会がないにしても、運営をスムーズに行つためには役員の方々の協力を得て大会を成功させることが必要不可欠である。

何かあった時の対処のために、役員はできるだけ会場の近くに宿舎を構える必要がある。ところが、おおわに山荘は休止、ロイヤルホテルも冬季は営業をしない状況である。

そこで、役員が円滑に大会運営の手助けとして、スキー場内にある町総合案内所の小部屋を借りることができないか。

答 (町長) もともと総合案内所は宿泊施設としてつくつたわけではないので、今の段階では、役員の宿舎には、管理の問題も含めて大変難しいと思う。

しかし、今後、スキー大会の運営について議論していく中

で、総合案内所について、指摘のような利用の仕方が可能かどうか、検討していきたい。

問 町はリゾートの失敗による膨大な借金について、セック・公社の処理などを行い、長期的な財政の組み立てをして財政再建計画を立てた。

しかし、このあと約三十年もかけて返済していくが、町の人口減少を考えるとこの計画も予想どおりいかないのが目に見えている。

それは、昨年と今年の人口推移を見ると一目でわかる。町の人口と世帯数は、平成二十三年十二月が人口一萬三千三百三十人、男性が五千二百三十一人、女性が六千九十八人、世帯数が四千三百七。

今現在、十一月末までの人口一萬九千九十八人、男性が五千二百三十三人、女性が五千九百七十五人、世帯数が四千二百四十四人になっている。町の人口が昨年と比較しても二百三十二人も減少している。

町長は以前人口減少についての質問に、「人口減少に歯止めをかけるためのたくさんの提言に感謝し、今後の人口減少

に関する施策を考慮するときの参考にさせてもらう。」と答えているが、その後人口減少に対する政策は進んでいるのか。

答 (町長) 人口減少に対する政策は、今のところなかなか効果のある施策が打ち出せない状況にあると判断している。

今までバブル崩壊とその後、の長期的な経済環境の悪化は大きな打撃をもち、現在の状況が急激に好転することは厳しい状況である。

現在、第五次町振興計画を策定中であるが、住民、関係機関及び行政と一緒に今後十年の新たなまちづくりに取り組んでいくつもりである。

このような取り組みが、人口減少に歯止めをかける手立てとなるよう具体的な施策等を進めたい。

質問

疲弊する町の改善のため、政策行程表を策定し、町民に光明を

社協職員による公金横領の詳細な説明を求める旧三セク取締役支配人の民事上の賠償責任に対



内海繁勝 議員

し、求償権の行使を
山田町政の継続は町再
生のため、絶対必要不可欠

るいろいろな政策を進める、あ
るいは打ち出していくにして
も、これまで行ってきた行政サ
ービスの取捨選択は必要であり、
町民の理解を得るためにも、実
効性のあるかつ具体的な「政策
行程表」を策定するなどして、
多くの町民に光明を与えるべ
きと考えるが、その考えを聞か
せてほしい。

の指定席とばかり、町社協に天
下っている。どうしてこのよ
うなことになるのか。
要するに、この法人の常勤常
務理事が、なぜ元役場職員でな
ければならないのか。まずそ
の理由を聞かせてほしい。
第二点は、町社協の「常務理
事」として、役場職員OBの業
務内容と職務責任である。

の信用を一身に背負って、その
任に就いたと捉えて当然であ
る。
となれば、今回この公益法人
の内部において発生した、金銭
にまつわる大変な不祥事であ
るが、例えやったものが部下で
あっても、しかし常務理事とい
う役員の地位からして、この法
人を取り仕切っていた役場職
員OBが負う、業務上及び道義
上の責任は極めて重く、その責
めは決して免れないと考える
が、この考えを聞きたい。

えるが、町長及び監査委員の考
えを聞きたい。
答（町長） 第一点、常務理事
は会長が指名する者になって
おり、元役場職員でなければな
らないというのではないが、事
務処理に通じ適任である者と
して慣例で元町役場職員を指
名していたと聞いている。

問 町に課せられている至
上命令、かつ確実な履行義務と
して町長も言っており、財政健
全化団体からの早期の脱却」は
言うまでもない。
町長もそのことに心血を注
いでいることに、議員の大多数
は理解しているものと思う。

答（町長） 政策的には今年
度策定する第五次町振興計画
の中で、十年間の基本構想、基
本計画、三年間ごの実施計画
を立て、毎年度ローリングする
ことになっている。

役員として、町社協に勤務して
いることは間違いない。
そうすると、この常務理事は、
どのような業務を行っている
のか。

事件が発覚して、この法人か
ら役場に報告があったのはお
およそ三か月も経つた十一月
二十九日ということである。
そうすると、端から見るとこの
法人は当初から事件を隠蔽し、
内部において秘密裏にことを
処理しようとしたのではと思
われても致し方ない。

第三点、横領による住民の信
頼を失ったことなどを考慮す
れば、議員の言われるとおりだ
と思う。
「事件を隠し通そうとしたの
か。」については、社協の事件の
重大性に関わらず大きな判断
の誤りをしたもので、隠そうと
したのではないと認識してい
る。

しかしながら町民のみなら
ず、議員でさえも疲弊する町の
状況に照らし、少しでもこの状
況を改善すべく、効率的かつ最
低限の財政支出は必要と考え
るが、その考えを聞かせてほし
い。

財政的には、財政健全化計画
があり、毎年結果を報告してい
るので、これら二つの計画を両
輪として、お互い整合性を取る
ことで、行政サービスを高めて
行きたい。

第三点は、この法人における
役場課長OBの業務上の職務
責任である。
町社協の今の常務理事であ
る役場課長のOBが、この法人
に就職したその時期は、前町長
の時である。

しかもこの者は昨年の四月
頃から、ほぼ毎月横領を重ねて
きていながら、一年以上も気が
つかなかったということは通
常の感覚では到底あり得ず、全
く考えられない。
そうすると、この法人の会計
処理の実態及び現金の取り扱
い自体、極めて杜撰であると考

えらるが、町長及び監査委員の考
えを聞きたい。
答（町長） 第一点、常務理事
は会長が指名する者になって
おり、元役場職員でなければな
らないというのではないが、事
務処理に通じ適任である者と
して慣例で元町役場職員を指
名していたと聞いている。

財政改善対策と新たな財政
支出を伴う政策の推進は表裏
一体であり、互いに相反するこ
とになる。

問 「町社会福祉協議会」の
職員に関して、私自身相当
早い時点で情報を得て調査を
してきたが、改めてこの詳細
について、説明を求めます。

恐らくこの法人から前もつ
て、前町長に対して、課長OB
の人選について、事前に相談が
あったものと考えてまず間違
いないと思う。
そうすると、時の町長から薦
められ、言い換えれば、仮にも
OBではあっても公益法人と
いう性格からして、町役場職員

の信用を一身に背負って、その
任に就いたと捉えて当然であ
る。
となれば、今回この公益法人
の内部において発生した、金銭
にまつわる大変な不祥事であ
るが、例えやったものが部下で
あっても、しかし常務理事とい
う役員の地位からして、この法
人を取り仕切っていた役場職
員OBが負う、業務上及び道義
上の責任は極めて重く、その責
めは決して免れないと考える
が、この考えを聞きたい。

えらるが、町長及び監査委員の考
えを聞きたい。
答（代表監査委員） 町担当
課及び社協と協議し、速やかに
監査に入り、調査結果がまとま
り次第議会に報告したい。

しかし、そこは職員共々知恵
を出し合い、仮に中長期的にな
らうとも、今後町長が考えてい

第一点は、この法人に対して、
これまで全て例外なく、町役場
課長のOBと目される者たち

められ、言い換えれば、仮にも
OBではあっても公益法人と
いう性格からして、町役場職員

の信用を一身に背負って、その
任に就いたと捉えて当然であ
る。
となれば、今回この公益法人
の内部において発生した、金銭
にまつわる大変な不祥事であ
るが、例えやったものが部下で
あっても、しかし常務理事とい
う役員の地位からして、この法
人を取り仕切っていた役場職
員OBが負う、業務上及び道義
上の責任は極めて重く、その責
めは決して免れないと考える
が、この考えを聞きたい。

えらるが、町長及び監査委員の考
えを聞きたい。
答（代表監査委員） 町担当
課及び社協と協議し、速やかに
監査に入り、調査結果がまとま
り次第議会に報告したい。

問 当時の第三セクターの社員による業務上の過失致死事故によって、後に遺族の側から提起された損害賠償民事訴訟に対して、平成十一年七月七日付けで、青森地方裁判所弘前支部が判決を言い渡している。

平成十年一月十三日午前十時十分頃、当時の第三セクターの社員が業務でスノーモビルを運転中、スキー大会に参加する練習中の当時蔵館小学校の生徒に衝突し、死に至らした死亡事故について、会社の管理責任に対して、司法が下した判断は次のとおりである。

「本件衝突死亡事故の発生については、被告の社員に著しい重過失があるというべきであるが、しかしその背景には次の事実が認められる。

被告の会社はスノーモビルを八台所有していたが、安全運転管理者や保管管理責任者を置かず、雪上安全規程も定めておらず、極めて安易かつ杜撰な安全管理や労務管理が存在していたことは明らかである。」との判断を下し、将来のある幼気な児童の命を奪った元社員、そして司法が厳しく指摘しているとおり、会社を取り仕切っ

ていた当時役場の課長で、現場管理者としての取締役支配人であり、現在町会議員であるこの者に対して、民事上の賠償責任が所在するのに疑いの余地は全くない。

事故の賠償金は六千三百九十九万円であり、これに町が五千九百三十四万円を貸し付けし、その内これまで町が三千三百万円を回収しており、そして管財人によって持っていた千二百二十七万円を差し引いた残りの千四百七十七万円は、会社に対する町の民事債権である。

承知のとおり会社は既に清算業務を終え、登記が抹消されて消滅している。

しかし裁判所も指摘しているとおり会社を取り仕切っていた当時の取締役支配人が犯した民法上の不法行為の業務上の過失責任は、会社が消滅しよがこれに基づく民事賠償責任は未だ消え失せておらず、そうするとこの者に対する町の求償権は、未だに消滅していない。

平成十六年四月二十三日最高裁判所は、普通地方公共団体が有する債権について、次のような判決を下している。

「地方公共団体が有する債権の管理について定める地方自治法第二百四十条、同施行令第七十一条から第七十一条の七までの規定では、客観的に存在する債権を理由もなく放棄したり、免除することは許されず、原則として地方公共団体の長には、その行使または不行使についての裁量はない。」との判断を示している。これに対する考えを聞きたい。

当時の取締役支配人に対する求償権の行使、それに伴う法律上の措置は行つべきであり、これは絶対にして避けられない。

監査委員及び町の対応次第では、今後の措置として住民訴訟、これに先んじて前置手続である住民監査請求を行わざるを得ない。

これについて、町長及び代表監査委員の考えを聞かせてほしい。

答（町長） 町が債権を行使するか、しないかについて、裁量の余地はほとんどなく、理由がないにもかかわらず、相当期間その債権を行使しない場合は、特段の事情がない限り、管

理を怠たるといふ見解がた判決と理解している。

議員の心情を察すれば、民事上の責任について考察するべきなのかもしれない。

住民感情からしても、同様の意見もあるやに聞いている。

しかし、以前の一般質問で求償権の問題については、町の考え方を答弁している。

今後とも、このことを踏まえながら、法律問題に関しては、弁護士とよく相談しながら、対応していきたい。

答（代表監査委員） 住民監査請求が提出された時点で検討する。

問 町の財政再建は、町長のイニシアチフで今その途にいったばかりである。

従つて、今後も健全な町政運営のため、引き続き現町長の手によつて、途切れない行財政改革及び再建策の推進は必要である。

しかし、最近巷で聞こえてくるのは、未だに懲りもせず、町政を混乱に陥れ、財政規律が根底から欠如し、町を旧態依然に戻そうとする者の台頭が

ささやかれている。そうすると、町民のためにもこのような者の台頭は断じて許されない。

町長においては、町の将来のため、何よりも一万一千余の町民のため、誠実かつ毅然とした町政のさらなる継続は、絶対にして必要不可欠であると考えられているが、これについて、考えを聞かせてほしい。

答（町長） 町政運営の舵取りを任されているのは私である。

行財政改革によつて道筋がついたが、未だ健全化団体であることは紛れもない事実である。

よつて早期に健全化団体からの脱却と町の発展のために、今後とも身を粉にして働く所存である。

議会だよりは、町議会議員で構成されている広報委員会が編集しています。

なお、議事録は議会事務局で閲覧できます。

住民生活課だより

ご存知ですか公的年金制度

詳しくは
町役場住民生活
課 国民年金係
48 2111内
線 327(成田)



保険料を納めることが、経済的に難しいとき

次の手続きを行ってください(保険料免除・納付猶予)。

国民年金第1号の被保険者は、毎月の保険料を納付していただく必要があります。しかしながら、所得が少ないなど、保険料を納付することが難しい場合もあります。

そのような場合は、「国民年金保険料免除・納付猶予制度」を利用してください(学生の場合は「学生納付特例制度」を利用してください)。

(1)国民年金保険料免除・納付猶予制度とは

本人・世帯主・配偶者の前年所得(1月から6月までに申請される場合は前々年所得)が一定額以下の場合には、申請後に承認されると保険料の納付が免除になります。免除される額は、全額、4分の3、半額、4分の1の4種類があります。

また、20歳から30歳未満の方は、本人・配偶者の前年所得(1月から6月までに申請される場合は前々年所得)が一定額以下の場合には、申請後に承認されると保険料の納付が猶予される制度もあり

ます。

(2)免除の所得の基準

全額免除：前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること。(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円
4分の3免除：前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること。78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

半額免除：前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること。118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

4分の1免除：前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること。158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

若年者納付猶予制度：(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円

学生の方はこの制度()を利用できませんが、「学生納付特例制度」をご利用いただけます。任意加入をされている方はご利用になれません。

離職者、震災・風水害等の被災者は、所得に関係なく該当する場合があります。

保険料の免除制度には、退職などによる特例制度もあります。

前記()以外でも障害年金を受けている方や、生活保護法による生活扶助を受けている方は、法定免除となりります。

老齢基礎年金の年金額を計算するとき、保険料の免除や猶予の承認を受けた期間がある場合は、保険料を全額納付した場合と比べて年金額が低額となります。

(3)申請方法

住民登録をしている市(区)役所・町村役場の国民年金担当窓口へ申請することになります。

申請書は、年金事務所または市(区)役所・町村役場の国民年金担当窓口へ備え付けてあります。

【必要な添付書類】

()必ず必要なもの、場合によって必要なもの
国民年金手帳 または基礎年金番号通知書

前年(または前々年)所得を証明する書類(原則として所得を証明する書類の添付は不要です。)

この保険料免除等の申請を行うと、市区町村長に対して申請者(本人・配偶者・世帯主の前年又は前々年の所得状況の証明を求め、その証明内容を年金事務所長に提出することに同意したことになります。

通常、これらの書類を添付する必要はありませんが、1月1日()時点の住

所と申請時点の住所が住所変更により異なる場合は、現在の住民票を登録している市区町村において前年(前々年)の所得を証明することができないため、前住所の市区町村長から前年(前々年)の所得証明の交付を受けこの申請書に添付するか、または申請書にこれに相当する記載を受ける必要があります。

申請する月が1月から6月までの間である場合には、前々年所得の証明が必要となるため、前年の1月1日の住所が基準となります。

退職(失業)した方が申請を行うときは、退職(失業)したことを確認できる書類。

退職(失業)による特例により申請を行う場合は、雇用保険受給者証、雇用保険被保険者離職票等の写しを添付してください。

【申請は原則として毎年度必要です】

不慮の事故や病気が発生してから申請を行っても、障害基礎年金の受給資格要件に算入されませんので、ご注意ください。

免除等のサイクル(始期と終期)は、7月から翌年6月までです。すべての市区町村において前年所得の証明が可能となるのが7月以降であるため。このため、免除等の承認を受けている方が、引き続き免除の申請をされる場合は、できる限り7月に申請をされるようお願いいたします。

税務課だより

2月15日(金)～3月15日(金)

町・県民税の申告日程

忘れずに申告しましょう

平成25年度町民税・県民税(平成24年分の所得税)の申告相談を、下記日程表のとおり実施いたします。

今年度より、新しく導入した申告支援システムを使って申告相談を実施いたします。

このシステムは、皆さまから申告いただいた内容を、その場で税務課の職員がシステムに入力していくものです。これにより、計算誤りがなくなるとともに、家族の課税資料もすぐに見ることができますので、諸控除の申告漏れを防ぐことができます。それから、地区に関係なく申告相談に応じることができるため、申告者が都合の良い日に申告をすることができます。

また、入力した内容をそのまま申告書として

利用できますので、改めて申告書を作成する必要がなくなり、申告者一人にかかる時間の短縮が図られます。

しかし、多くの機械の搬入及び設置が必要となるため、今まで実施していた各地区への巡回相談ができなくなりました。今年度から2ヶ所のみでの実施といたします。多くの町民の方々に交通の面でご不便をかけることとなりますが、なにとぞご理解くださるようお願い申し上げます。

また、今年度より日曜日(3月3日)の相談日を設けましたので、ぜひご利用ください。混雑を防ぐため、地区を割り当ててはありますが、都合のよい会場・日程にお越しください。

《申告相談日程表》

会場	大鰐町総合福祉センター
2月15日(金)	町の全地区
2月18日(月)～19日(火)	蔵館地区(1～8町内)
2月20日(水)	元長峰、苦木
2月21日(木)	長峰、九十九森
2月22日(金)	駒木、駒ノ台、日の出、前田ノ沢
2月25日(月)～26日(火)	唐牛

会場	大鰐町地域交流センター鰐come
2月27日(水)	虹貝、虹貝新田、島田、早瀬野
2月28日(木)～3月1日(金)	三ツ目内、居士、高野新田、折紙
3月3日(日)	町の全地区
3月4日(月)～5日(火)	宿川原、八幡館、鯖石、森山
3月6日(水)～8日(金)	大鰐地区(1～10町内)
3月11日(月)～15日(金)	町の全地区

受付時間は、午前9時～午後3時まで(昼食時は、職員が交代で休憩を取らせていただきます。)交通手段として、デマンドバス(スネカラバス)・患者バス・高齢者入浴福祉バスをご利用ください。なお、今年度より個人情報保護のため、個人あての申告書はお送りしません。毎戸配付する「平成25年度町県民税申告説明書」を読み、申告が必要な方は、必要な書類をすべて準備したうえで、申告にお越しください。

申告期間中は、町役場での申告相談は固くお断りしますので、ご理解くださるようお願いいたします。

詳しくは 町役場税務課住民税係 ☎48 - 2111内線413・414(小川・須藤)

税務課だより

軽自動車等の廃車手続きについて

廃棄処分や所有者が変わったにもかかわらず、自動車検査証(以下「車検証」といいます。)の返納・変更手続きをしていない軽自動車等はありませんか?

軽自動車税は、毎年4月1日現在の車検証に記載されている内容に基づいて課税しています。車検証の変更手続きが行なわれていない場合は、軽自動車等を所有していなくても軽自動車税が課税されることとなり、4月2日以降に手続きが行なわれても課税の取消しはいたしません。

このような軽自動車等がありましたら、3月中に廃車・変更の手続きをしてください。

【手続き先】

「青森50」「青森40」「1青森」「青森」等のナンバーの場合・・・軽自動車検査協会 青森事務所 青森市大字浜田字豊田129-2 ☎017 - 739 - 6568

「大鰐町き〇〇〇」等のナンバーの場合・・・車検証はありませんので、直接大鰐町役場税務課で手続きをしてください。その際に持ってくるものはナンバーと所有者の印鑑。ナンバーを紛失した場合や代理人でも手続きできます。所有者を変更する場合は、新・旧所有者の印鑑をお持ちください。

また、引き続き同じナンバーを使用する場合は、ナンバーをお持ちいただく必要はありません。


詳しくは 町役場税務課住民税係 ☎48 - 2111内線413・414(小川・須藤)

EVENT 行事予報

2月



天候等による日程の変更にご注意ください。

3日(日)	第48回青森県クラブ対抗スキー大会・第27回マスタースキー選手権大会(大鱈温泉スキー場)	
	「入学おめでとう会」(町総合福祉センター / 10:00~)	
13日(水)	第57回大鱈町小学校スキー大会(大鱈温泉スキー場)	
23日(土)・24日(日)	2013あじゃら学童スキー大会(大鱈温泉スキー場)	
25日(月)~27日(水)	第35回東北高等学校スキー選手権大会兼2013あじゃらカップスキー大会(大鱈温泉スキー場)	

3月



8日(金)	大鱈中学校卒業式
19日(火)	大鱈小・大鱈第二小・蔵館小・長峰小学校卒業式
24日(日)	大鱈町消防出初式(9:00~/駅前通り・大鱈中学校ほか)

建設課だより

雪置き場のお知らせ

【場所をお間違えないように!!】

雪置き場の場所が、「スキー場旧高原エリアのスキーセンタープラザ駐車場」となっていますので、お間違えないようご利用ください。

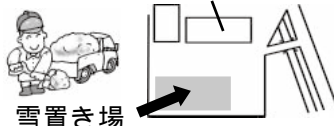
利用期間

3月中旬まで(予定)

利用時間

8時~17時

旧高原エリア
スキーセンタープラザ



雪置き場

詳しくは 町役場建設課 ☎48-2111
内線442・443・444(加川・田中・齋藤)

県河川砂防課だより

青森県河川砂防課からのお知らせ

河川内の雑木を譲り受けたい方、自ら伐採し利用したい方はご連絡ください。

県では、河川管理上支障となる河川内の雑木を伐採し、河川管理に努めています。

県で伐採した雑木を譲り受けたい方には提供していますのでご連絡ください。

また、お住まいの周辺などで河川内の雑木が繁茂しているところがあり、河川内の雑木を伐採し「河川環境を美化」したい、伐採した「雑木を利用したい」など、ご自身で河川内の雑木伐採を行いたい方も下記までご連絡ください。

お問い合わせ・申し込みは 県土整備部 河川砂防課
企画防災グループ ☎017-734-9662 中南地域県民局地域整備部 河川砂防施設課 ☎34-1283

月下旬まで(年間200日以内)
募集人員 若干名
賃金 1日・・・6,000円
申込み 平成25年2月28日(木)
までに、町教育委員会学務生涯学
習課へ履歴書(様式任意)を提出
してください。
詳しくは 町教育委員会 学
務生涯学習課(町中央公民館内)
☎48-3201(藤田)

自動車税・自動車取得税 の減免制度のお知らせ

身体障害者手帳、戦傷病者手
帳、療育(愛護)手帳、精神障害者
保健福祉手帳の交付を受けてい
る方またはその方と生計を一に
する方が、これらの手帳の交付を
受けている方の生業、通院、通学
等のために自動車を使用してい
る場合で、障害の程度や自動車の
使用状況が一定の条件に該当す
るときには、申請により自動車
税・自動車取得税の減免を受ける
ことが出来ます。

詳しくは下記までお問い合わせ
ください。

詳しくは 中南地域県民局県
税部 納税管理課☎32-1131(内
線331)

女性のための女性司法 書士による無料法律相談 会

秘密厳守ですので、安心して
ご相談ください。

相続・成年後見・借金問題・家族
間の問題等法律の関係するお悩
みを抱えた女性のために、女性司
法書士が無料で相談に応じます。

法律家に相談しにくかった皆
様、女性なら聞いてもらえる、話
せる、と思っておられる皆様、是

非この機会をご利用下さい。
予約は不要ですので、お気軽に
お越しください。

日時 平成25年3月3日(日)午
前10時から午後4時まで

場所 アピオあおもり2階大研
修室1 〒030-0822 青森市中

中央3丁目17-1 ☎017-732-1010
主催 青森県司法書士会

なお、相談は無料ですが具体的
な手続が必要になる場合には、別
途費用がかかりますので相談員
にご確認下さい。また、上記日時
以外でも青森県司法書士会総合
相談センター☎0120-940-230へ
ご連絡いただくと、相談のご案内
やご相談内容に応じたお近くの
司法書士の紹介を行っております。

「相続登記はお済みで すか月間」無料相談実施

相談内容 相続登記
相談期間 2月1日～28日まで
の1ヶ月間(土・日・祝日は除く)
相談場所 青森県内の各司法書
士事務所

ご相談にスムーズに対応さ
せていただくために、事前に各司
法書士事務所へご相談のご予約
をお願いします。

費用 初回相談無料(2回目以降
や具体的な手続きは有料です)

詳しくは 青森県司法書士会
青森市長島3-5-16☎017-776-
8398

要介護認定高齢者の障害 者控除について

障害者手帳をお持ちでない65
歳以上の高齢者で、要介護1～5
に認定されている人(要支援1・
2の認定者は該当しません)のう
ち、一定の要件にあてはまる人

に、申請に基づき「障害者控除対
象者認定書」を交付します。

希望される方は、町役場保健福
祉課介護保険係 番窓口にて介護
保険被保険者証と申請書を提出
して下さい。後日、認定該当者に
認定書を送付いたします。

所得税および住民税(町県民
税)を申告する際に、この認定書
を提示することにより、本人また
はその扶養者が所得控除(障害者
控除)の適用を受けることができ
ます。

ただし、身体障害者手帳、療育
手帳、精神障害者保健福祉手帳、
戦傷病者手帳が交付されている
人は、それらの手帳を所得申告の
際に提示すれば、障害者控除の対
象になりますので、今回の申請は
必要ありません。

詳しくは 町役場保健福祉課
介護保険係☎48-2111内線314、
315(岩澤・神)

平成24年度(第33回)試験 成果・情報発表会の開催

日時 平成25年2月19日(火)13:
30～16:10

会場 平川市文化センター「文化
ホール」平川市光城2-30-1

内容 第1部(13:30～14:50)/
りんご新品種の試食・展示/試験
成果・情報のポスター発表

第2部(15:00～16:10)講演会/
りんご雪害樹への技術的対応/
変色しないりんご「千雪」の貯蔵

法/ハマキムシ類の新しい防除法
入場は無料です。どなたで

もお気軽にご参加ください。

詳しくは (地独)青森県産業
技術センター りんご研究所
黒石市牡丹平字福民24☎52-
2331(赤田)

INFORMATION

おしらせ

平成25年度大鰐町奨学生募集のお知らせ

町では、経済的な理由で就学が困難な人を対象に、『大鰐町奨学金制度』を実施しています。

奨学金の額

・高等学校及び高等専門学校生
...月額10,000円

・短期大学及び大学、大学院生
...月額30,000円

貸与の期間 入学する学校の就学期間で、引き続き上級学校へ入学した際は継続できます。

奨学金の返済 学校卒業後1年間を据え置いて、10年または15年以内の半年賦、年賦で返済

申し込み期限 平成25年3月25日(月)

詳しくは 町教育委員会 学務生涯学習課(町中央公民館内)
☎48-3201

1日1円(年間350円)で ご家族の安心を

交通災害共済に家族そろって加入しましょう!!

共済期間 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

なるべく、団体加入(20名以上)しましょう。(園児・児童・生徒は、保育園・学校等との二重加入に気をつけてください)個人加入については、随時、町役場住民生活課で受付いたします。

団体加入については、各地域の代表の方が伺います。

申込用紙には黒のボールペンで記入してください。

詳しくは 町役場住民生活課
番窓口☎48-2111内線322(中島)

久吉ダム水道企業団からのお知らせ

冬期間の『水道料金認定』について...大鰐町においては、1月から3月までの冬期間は、積雪等により検針が困難なため、水道メーターの検針は行っておりません。

このため、1月から3月までの水道料金については、10月から12月までの3ヶ月分の平均値を『水道料金認定』として請求させていただいており、4月に差額を調整しております。

何卒ご理解とご協力をお願いします。

水道の凍結について...冬期間の凍結による水道管の破損には、十分注意しましょう。万が一水漏れがあった場合は、当企業団指定業者にて修理して下さい。

凍結防止のための水の出しっ放しは、軽減対象にはなりません。

上水道の使用を開始、中止する場合、予定日の4~5日くらい前までに久吉ダム水道企業団へ電話にてご連絡下さい。

詳しくは 久吉ダム水道企業団☎48-2229(佐藤、斎藤)

大鰐町学校給食センター臨時調理員の募集について

町では、学校給食センター調理員(女性)を募集します。

職種・職務内容

職種:臨時調理員・職務内容:調理及び洗浄等

募集人員 1名

応募資格要件 女性で調理師免許証を有していること。(20歳~50歳位まで) 大鰐町在住の方
地方公務員法第16条で規定する欠格条項に該当する方は、応募できません。

勤務時間 午前8時15分から17時00分まで(土、日、祭日を除く)

勤務時間は、変更になる場合があります。

任用期間 平成25年4月2日から平成25年9月30日まで

賃金 月額5,760円

応募方法 市販の履歴書(自筆・顔写真添付)に必要事項を記入し、平成25年3月8日(金)必着)までに給食センターに提出して下さい。書類選考の上、面接日時をご連絡いたします。

応募された書類の秘密は保持しますが、返却しませんのでご了承下さい。

申し込み・お問い合わせは
大鰐町学校給食センター☎48-2359(須藤・外崎) 大鰐町大字虹貝字篠塚52-3

特別支援教育支援員を募集

町教育委員会では、学習障害のある児童の学校活動を支援して下さる方を募集しています。

応募資格

- ・学校教育に関心を持ち、子どもと一緒に活動できる方
- ・小学校、中学校において学校生活、学習等の支援経験がある方
- ・小学校または、中学校の教員免許を持っている方

上記いずれかに該当し、原則として大鰐町在住の20歳以上60歳以下の方

勤務期間 4月上旬から翌年3

1歳の誕生日

【地区・蔵館】

水木貢・里香さんの子

はやと
勇人ちゃん

(平成24年 2月29日生まれ)



4年に一度の日に1ヶ月も早く生まれたけど、とても元気に育っています。
早く結愛お姉ちゃんとかけっこして遊びたいなあ。
名前のとおり勇ましく、健康で大きくなってね。

戸籍の窓口

12月受付分



お誕生おめでとう お子さん(父または母)地区名

- 二川原 颯斗(男・威)大鰐7 A
- 森山 仁子(女・雄一朗)蔵館5 A
- 成田 尊(男・強平)早瀬野
- 水木 葵(女・翔)元長峰
- 成田 のあ(女・純)苦木
- 瀬戸 絢耶(女・勤千範)蔵館2

- 山本 ふみ(82歳)蔵館5 B
- 築館 アエ子(80歳)三ツ目内
- 田村 浩三(79歳)大鰐1
- 佐藤 トシ(90歳)鯖石
- 秋元 たま(91歳)居士
- 小竹 繁喜(87歳)唐牛
- 福士 不二男(65歳)蔵館5 B

おくやみもうします
亡くなった人(年齢)地区名

暮らしの情報

見守り新鮮情報第151号

公的機関が太鼓判？

仏像の「買い買え詐欺」

仏具店から仏像のパンフレットが送られてきた。3日後に別の業者から電話があり、パンフレットにある仏像を90万円で買えば、当社が100万円で買い取る」と言われたが、不審に思い断った。その数日後、公的機関を名乗る団体から、高額な仏像を売りつける商法が流行っている。注意するように」と電話があったので、自分の状況を伝えると、そこなら販売店も買い取り業者も問題のない優良企業だ」と言われ、すっかり信用して仏具店に注文をした。翌日、男性が仏像を持参したので受け取り、現金90万円を渡したが、その後買い取り業者にも仏具店にも連絡がつかない。どうしたらよいか。(60歳代女性)

ひとこと助言

ある販売業者が提供する商品や権利等を、別の業者が購入額以上で買い取る」などと、あたかも消費者の利益になるかのような説明で契約させようとする劇場型勧誘買え

「買い買え詐欺」の相談が後を絶ちません。

今回の事例のように、公的機関を名乗る団体(例えば国民生活センター)を連想させるような団体など(まで登場し、「その会社は大丈夫」と言いつつ消費者を信用させるケースも見られます。

実際に買い取り等が行われたケースは今までに一件も確認されていません。

お金を支払ってしまうと、業者と連絡が取れなくなることも多く、お金を取り戻すのは極めて困難です。うまい話はありません。きっぱり断りましょう。

困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください。

消費生活のご相談は

困ったとき、悩んだときは

消費者ホットライン
☎0570 064 370

青森県消費生活センター
☎017 722 3343
青森県消費生活センター弘前
相談室
☎017 2 4500
大鰐町役場企画観光課
生活相談窓口☎017 2 48

大鰐町の人口と世帯数

平成24年12月末日現在

人口	11,092人
前月比	(-6)
男	5,119人
女	5,973人
世帯数	4,305世帯
前月比	(+1)